

総行行第144号
令和6年3月26日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条の
国会への意見書の提出時における議会を確認するための措置について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号。以下「改正規則」という。）により、住民から議会への請願書の提出や、議会から国会への意見書の提出など、法令上、文書等により行うことが規定されている手続については、これらの規定にかかわらず、オンラインにより行うことが可能とされたところですが、これらの改正規定については、改正法附則第1条及び改正規則附則第1条により、本年4月1日から施行することとされました。

改正規則による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の8において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に規定する国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により、意見書を提出した議会を確認するための措置を講じなければならないこととされています。

この度、衆議院事務局議事部請願課長及び参議院事務局議事部請願課長より、別添のとおり定める旨通知がありましたので、お知らせいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村議会事務局に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

衆議院発第8号
令和6年3月26日

総務省自治行政局行政課長 殿

衆議院事務局議事部請願課長
(公印省略)

地方自治法第99条の規定による国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における議会が講じる措置について（通知）

令和6年4月1日から施行される地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条の規定による国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における衆議院事務局の指定する議会を確認するための措置は、地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）が発行する職責証明書に基づく電子署名とします。

なお、意見書の様式等について別紙のとおり各地方公共団体の議会に周知願います。

参議院発第1号
令和6年3月26日

総務省自治行政局行政課長 殿

参議院事務局議事部請願課長
(公印省略)

地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する
地方自治法第99条に規定する国会への意見書の提出について（依頼）

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号。以下「改正規則」という。）が本年4月1日に施行されます。この施行に向けて、地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条に規定する国会への意見書の提出に関し、下記の点について、各地方議会に御周知ください。

記

1. 国会への意見書の提出時における参議院事務局による確認措置について
改正規則による改正後の地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条に規定する国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における参議院事務局の指定する議会を確認するための措置は、地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名とすること。
2. 国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて
改正規則による改正後の地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条に規定する国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の様式等は、別紙によるものとすること。

(別紙)

衆議院事務局 議事部請願課
参議院事務局 議事部請願課

地方自治法第99条に基づく意見書の電子メールによる提出について

令和6年4月1日から、地方自治法第99条に基づく意見書を国会に対し電子メールで提出する場合の様式等は、以下のとおりといたします。

1. ファイル形式、職責証明書による電子署名について

- ① A4判横書きのPDFファイルとし、意見書1件ごとに1つのファイルにしてください。PDF以外のファイル形式は受領できません。
- ② 意見書1件ごとに、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)が発行する議長の職責証明書による電子署名を付してください。署名画像が入る場合については、意見書本文に重ならないようお願いいたします。
- ③ ファイル名は「(〇〇県〇〇議会) 〇〇〇意見書」としてください。意見書の件名が長い場合、適宜要約したファイル名にしてください。

2. 電子メールの宛先等について

- ① 以下のアドレスに、意見書のPDFファイルを添付して送信してください。
(衆議院) jichiho99-ikensho@shugiin.go.jp
(参議院) san_99ikensho@sangiin-sk.go.jp
- ② 電子メールの件名は「(意見書提出) 〇〇県〇〇議会」としてください。
- ③ 電子メールは地方公共団体の公式ドメインから送信してください。
- ④ 電子メールの本文に連絡先・担当者名を明記してください。一つの電子メールに複数の意見書を添付していただいても差し支えありませんが、その場合は議決順序を電子メールの本文に記載してください。
- ⑤ 電子メールの容量が大きすぎる場合、受信できないことがありますので御注意ください。
- ⑥ パスワード付き圧縮ファイルでの送信はしないでください。
- ⑦ 添付ファイルの送信において、クラウドストレージサービスを利用する場合は、その旨を事前に電話にて御連絡ください。

3. その他の注意点

- ① 意見書本文の様式は、記載例のとおりをお願いいたします。なお、電子メールで提出される場合には提出書は不要です。
- ② 郵送による意見書の提出も従前どおり受け付けておりますが、同一の意見書を電子メールと郵送の両方で提出しないようにしてください。
- ③ 電子メールで送信した意見書に誤りがあった場合は、電話にて御連絡ください。

(本件に関する問合せ)

衆議院事務局 議事部請願課

TEL 03(3581)5111 (代表) 内線 68012、68013

参議院事務局 議事部請願課

TEL 03(3581)3111 (代表) 内線 73352、73353

※職責証明書の発行等については、地方公共団体情報システム機構に御確認ください。

(記載例)

〔意見書本文の様式〕

意見書1件ごとにPDFファイルとし、
地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行す
る議長の職責証明書による電子署名を付すこと。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 意 見 書（表 題）

(本文)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和○年○月○日（←議決日を記載してください。）

{ ○ ○ 県 議 会 議 長 ○ ○ ○ ○
○ ○ 県 ○ ○ 市 議 会 議 長 ○ ○ ○ ○
○ ○ 県 ○ ○ 町 村 議 会 議 長 ○ ○ ○ ○

{ 衆 議 院 議 長 ○ ○ ○ ○ 殿
参 議 院 議 長 ○ ○ ○ ○ 殿